

平成30年12月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告13	専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の専決処分）
報告14	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
議案78	人権擁護委員候補者の推薦について
議案79	人権擁護委員候補者の推薦について
議案80	豊明市立学校条例の一部改正について
議案81	豊明市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案82	豊明市福祉体育館、体育施設等及び豊明文化広場の指定管理者の指定について
議案83	工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例の制定について
議案84	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案85	豊明市体育施設条例の一部改正について
議案86	豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
議案87	豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案88	平成30年度豊明市一般会計補正予算（第5号）について
議案89	平成30年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について
議案90	平成30年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案91	平成30年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案92	平成30年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）について
議案93	平成30年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案94	平成30年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約金額の変更額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第7号

工事請負変更契約の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約を専決する。

平成30年11月12日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助事業 道路築造工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 豊明市栄町内山地内外 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | 工事延長 260m
道路幅員 16m |
| 4 | 請負契約金額 | 変更前 1,298,018,520円
変更後 1,299,960,360円 |
| 5 | 請 負 契 約 者 | 名古屋市中区新栄二丁目1番9号
株式会社フジタ名古屋支店
執行役員支店長 伏島 豊太 |

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第6号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

平成30年10月1日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金54,300円
- 2 原因 市の事実誤認に基づく相手方財産の誤処分
- 3 事件の概要
 - (1) 事件の発生日 平成30年8月10日
 - (2) 事件の発生場所 豊明市新田町広長地内
 - (3) 事件の経過 上記場所の集合住宅において、居住する賃借人の家財処分作業を市が行ったところ、事実誤認により相手方の家財を処分したもの
 - (4) 相手方の損害 物置、電動剪定機、縁台、脚立、棚扉、その他
 - (5) 過失割合 豊明市100%、相手方0%

議案第 78 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の緒方誠子氏は、平成 31 年 3 月 31 日任期満了となるので、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市新栄町
氏 名 緒 方 誠 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第79号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の青木廣康氏は、平成31年3月31日任期満了となるので、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

平成30年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市前後町
氏 名 青 木 廣 康
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第 80 号

豊明市立学校条例の一部改正について
豊明市立学校条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、特に重要な施設である小中学校を廃止する場合は、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得る必要があるからである。

豊明市立学校条例の一部を改正する条例

豊明市立学校条例（昭和47年豊明市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条」を「第244条の2」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（廃止）

第3条 学校を廃止する場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

豊明市老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
豊明市新田町吉池 18 番地 3
社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会
会長 加藤 誠
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市老人福祉センターを管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 82 号

豊明市福祉体育館、体育施設等及び豊明文化広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市福祉体育館、勅使グラウンド、勅使テニスコート、山田グラウンド、
勅使ターゲット・バードゴルフ場、勅使弓道場及び豊明文化広場
- 2 指定管理者となる団体
名古屋市中区栄一丁目 16 番 6 号
シンコースポーツ中部株式会社
代表取締役 石崎 克己
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市福祉体育館、体育施設等及び豊明文化広場を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 83 号

工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例の制定について
工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市準則を定めるため必要があるからである。

工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(対象区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域（以下「対象区域」という。）並びに対象区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

対象区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域（以下「申出区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく工業系の地区計画が定められた区域（以下「地区計画区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

2 前項に規定する対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条第1項の表に規定する区域及び同表に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、その敷地の全部について、これらの区域のうちその面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)が最も高い区域が同表に規定する区域であるときは、当該区域に係る同表の規定を適用し、敷地割合が最も高い区域が同表に規定する区域以外の区域であるときは、同表の規定を適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第5条 一の特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第6条 特定工場における環境施設の配置は、住宅地との隣接部分等の周辺部に、当該工場の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第2条 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、申出区域及び地区計画区域にあつては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、申出区域及び地区計画区域にあつては、「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と

と、申出区域及び地区計画区域にあつては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、申出区域及び地区計画区域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

議案第 8 4 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、各選挙時における期日前投票所の増設に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表期日前投票所の投票管理者の項中「日額 12,300」を「日額12,
300以内において市長が定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

豊明市体育施設条例の一部改正について
豊明市体育施設条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、勅使テニスコートの使用料を改正するため必要があるからである。

豊明市体育施設条例の一部を改正する条例

豊明市体育施設条例（平成2年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

(2) 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	2時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1コート	590	720	360

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
1~4コート	3,540	4,720	4,120	12,380
A~Dコート	3,540	4,720		

を

「

(2) 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用（1面）

(単位 円)

区分	2時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1~4コート	680	720	360

」

A～Dコート	590		
--------	-----	--	--

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
1～4コート	4,080	5,440	4,760	14,280
A～Dコート	3,540	4,720		

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 86 号

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「1月から7月までの間」を「1月から10月までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前の受給資格については、なお従前の例による。

議案第 87 号

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定により、改正する必要があるからである。

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年豊明市条例第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第14条」に、「第14条―第16条」を「第15条―第17条」に、「第17条―第19条」を「第18条―第20条」に、「第20条―第23条」を「第21条―第24条」に、「第24条―第27条」を「第25条―第28条」に、「第28条―第31条」を「第29条―第32条」に、「第32条―第35条」を「第33条―第36条」に、「第36条・第37条」を「第37条・第38条」に、「第38条―第40条」を「第39条―第41条」に、「第14章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準(第41条)」を「第14章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準(第42条)」に、「第15章 雑則(第42条)」を「第15章 雑則(第43条)」に改める。

第42条を第43条とする。

第14章中第41条を第42条とする。

第13章中第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第12章中第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第11章中第35条を第36条とし、第32条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。

第10章中第31条を第32条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第9章中第27条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第8章中第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第7章中第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第6章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第5章中第13条の次に次の1条を加える。

(共生型地域密着型サービスに関する基準)

第14条 共生型地域密着型通所介護の基準は、基準省令第37条の2を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 8 号

平成 3 0 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）

議案第 88 号

平成 30 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 351,627 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,529,508 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	千円 351,627

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 4,200	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 267,900	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

17 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. 公共施設建設及び整備基金繰入金	10,000	87,927	97,927
計	883,882	87,927	971,809

20 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
5. 教育債	76,200	263,700	339,900
計	1,236,800	263,700	1,500,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	87,927	公共施設建設及び整備基金繰入金 87,927 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 学校施設改修事業債	263,700	学校施設改修事業 263,700 増

歳 出

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	292,399	351,627	644,026	15. 工事請負費	351,627
計	352,499	351,627	704,126		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設維持管理事業	351,627		263,700	87,927		各小学校営繕工事費 351,627 増
計	351,627		263,700	87,927		
	351,627		263,700	87,927		

議案第 89 号

平成 30 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）

議案第 89 号

平成 30 年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 286, 222 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21, 815, 730 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		725,000	331,587	1,056,587
	1 地方交付税	725,000	331,587	1,056,587
13 国庫支出金		2,463,000	242,106	2,705,106
	1 国庫負担金	2,105,240	238,005	2,343,245
	2 国庫補助金	124,618	4,101	128,719
14 県支出金		1,327,821	73,877	1,401,698
	1 県負担金	749,891	60,847	810,738
	2 県補助金	423,981	13,030	437,011
16 寄附金		231,590	3,500	235,090
	1 寄附金	231,590	3,500	235,090
18 繰越金		300,000	610,766	910,766
	1 繰越金	300,000	610,766	910,766
19 諸収入		596,944	1,086	598,030
	5 雑入	509,917	1,086	511,003
20 市債		1,500,500	23,300	1,523,800
	1 市債	1,500,500	23,300	1,523,800
歳入合計		20,529,508	1,286,222	21,815,730

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,513,522	-2,114	2,511,408
	1 総務管理費	1,976,418	-5,589	1,970,829
	2 徴税費	320,133	3,475	323,608
3 民生費		8,837,487	506,737	9,344,224
	1 社会福祉費	4,302,428	220,103	4,522,531
	2 児童福祉費	3,832,936	83,988	3,916,924
	3 生活保護費	674,075	202,646	876,721
4 衛生費		1,733,992	1,236	1,735,228
	1 保健衛生費	668,560	1,236	669,796
5 労働費		15,154	540	15,694
	1 労働諸費	15,154	540	15,694
6 農林水産業費		128,407	4,702	133,109
	1 農業費	128,387	4,702	133,089
8 土木費		1,979,931	8,109	1,988,040
	4 都市計画費	1,382,400	8,109	1,390,509
9 消防費		837,582	500	838,082
	1 消防費	837,582	500	838,082

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		2,539,677	75,223	2,614,900
	1 教育総務費	493,771	7,477	501,248
	2 小学校費	704,126	10,620	714,746
	3 中学校費	161,847	50,355	212,202
	4 社会教育費	382,823	6,771	389,594
12 公債費		1,276,571	-15,200	1,261,371
	1 公債費	1,276,571	-15,200	1,261,371
13 諸支出金		78,915	706,489	785,404
	1 基金費	78,915	706,489	785,404
歳 出 合 計		20,529,508	1,286,222	21,815,730

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	2 児童福祉費	保育事業	21,600
8 土木費	4 都市計画費	市街地開発事業	40,520
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	40,743
合 計			102,863

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限度額
		千円
まちづくりアンケート調査業務委託事業	平成31年度	1,252
循環バス運行負担事業	平成31年度	67,065
老人福祉センターに係る指定管理者の指定	平成31年度から 平成35年度まで	51,000
保育所等施設整備補助事業	平成31年度	213,730
人材定着支援事業費補助事業	平成31年度から 平成33年度まで	6,050
文化広場に係る指定管理者の指定	平成31年度から 平成35年度まで	25,322
放課後子ども教室運営業務委託事業	平成31年度から 平成33年度まで	25,851
福祉体育館及び体育施設等に係る指定管理者の指定	平成31年度から 平成35年度まで	353,800

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校施設改修事業	千円 267,900	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校施設改修事業	千円 291,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	725,000	331,587	1,056,587
計	725,000	331,587	1,056,587

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,105,240	238,005	2,343,245
計	2,105,240	238,005	2,343,245

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	46,982	3,351	50,333
4. 農林水産業費国庫補助金	2,280	750	3,030
計	124,618	4,101	128,719

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	331,587	普通交付税 331,587 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	74,194	障害者自立支援給付費等国庫負担金 74,194 増
2. 児童福祉費負担金	47,500	障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金 47,500 増
4. 生活保護費負担金	116,311	生活保護費負担金 116,311 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費補助金	3,351	地域生活支援事業費等補助金 3,351 増
1. 農業費補助金	750	農業人材力強化総合支援事業費補助金 750

14 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	747,772	60,847	808,619
計	749,891	60,847	810,738

14 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	319,703	13,030	332,733
計	423,981	13,030	437,011

16 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	231,590	3,500	235,090

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	37,097	障害者自立支援給付費等負担金 37,097 増
3. 児童福祉費負担金	23,750	障害児施設措置費（給付費等）県費負担金 23,750 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費補助金	1,676	地域生活支援事業費等補助金 1,676 増
3. 福祉医療費補助金	11,354	障害者医療費支給事業補助金 5,483 増 子ども医療費支給事業補助金 2,592 増 後期高齢者福祉医療費支給事業補助金 3,279 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	3,500	教育費寄附金 3,000 増 災害対策費寄附金 500

16 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
計	231,590	3,500	235,090

18 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	300,000	610,766	910,766
計	300,000	610,766	910,766

19 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 雑入	509,062	1,086	510,148
計	509,917	1,086	511,003

20 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
5. 教育債	339,900	23,300	363,200
計	1,500,500	23,300	1,523,800

単位：千円

節		説明
区分	金額	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	610,766	前年度繰越金 610,766 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. 雑入	1,086	火葬場等使用実費徴収金 1,086 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 学校施設改修事業債	23,300	学校施設改修事業 23,300 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	512,390	-2,255	510,135	3. 職員手当等	-2,255
2. 秘書人事管理 費	885,271	-3,512	881,759	4. 共済費	-3,512
8. 企画費	71,373	178	71,551	19. 負担金、補助及 び交付金	178
計	1,976,418	-5,589	1,970,829		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	256,313	-1,325	254,988	3. 職員手当等	-1,325
2. 徴収費	63,820	4,800	68,620	23. 償還金、利子及 び割引料	4,800
計	320,133	3,475	323,608		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理 人件費	-2,255				-2,255	地域手当 860 減 超過勤務手当 1,395 減
計	-2,255				-2,255	
1 秘書人事 人件費	-3,512				-3,512	職員共済組合負担金 2,326 減 職員共済組合事務費負担金 26 減 退職手当組合負担金 1,160 減
計	-3,512				-3,512	
2 地域創生 事務事業	178				178	巡回バス設備維持管理等 178 増 負担金
計	178				178	
	-5,589				-5,589	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 税務人件費	-1,325				-1,325	超過勤務手当 1,325 減
計	-1,325				-1,325	
1 徴収計算 事業	4,800				4,800	過誤納還付金 4,800 増
計	4,800				4,800	
	3,475				3,475	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	789,995	3,240	793,235	15. 工事請負費	3,240
3. 心身障害者福祉費	1,081,521	164,778	1,246,299	20. 扶助費	159,558
				23. 償還金、利子及び割引料	5,220
4. 福祉医療費	713,128	31,153	744,281	20. 扶助費	31,153
5. 後期高齢者医療費	767,993	20,932	788,925	19. 負担金、補助及び交付金	20,932
計	4,302,428	220,103	4,522,531		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 老人福祉センター運営事業	3,240				3,240	老人福祉センター整備工 3,240 増 事費
計	3,240				3,240	
2 心身障害児者扶助事業	164,778	116,318			48,460	訓練等給付費 41,485 増 介護給付費 106,904 増 地域生活支援費 11,169 増 地域生活支援事業費等国 1,609 庫補助金等返還金 障害者医療費国庫負担金 3,611 等返還金
計	164,778	116,318			48,460	
1 福祉医療事業	31,153	11,354			19,799	福祉医療助成費 31,153 増
計	31,153	11,354			19,799	
1 後期高齢者医療事業	20,932				20,932	後期高齢者医療療養給付 20,862 増 費負担金 後期高齢者医療広域連合 70 増 事務費負担金
計	20,932				20,932	
	220,103	127,672			92,431	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1, 977, 341	98, 629	2, 075, 970	12. 役務費	180
				手数料	180
				20. 扶助費	95, 000
				23. 償還金、利子及 び割引料	3, 449
2. 保育園費	1, 855, 595	-14, 641	1, 840, 954	2. 給料	-11, 662
				3. 職員手当等	-8, 876
				23. 償還金、利子及 び割引料	5, 897
計	3, 832, 936	83, 988	3, 916, 924		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	62, 951	47, 565	110, 516	23. 償還金、利子及 び割引料	47, 565

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	98,629	71,250			27,379	手数料 180 増 心身障がい児通所・居宅 95,000 増 サービス事業費 母子家庭等対策総合支援 45 事業国庫補助金等返還金 子ども・子育て支援交付 3,404 金返還金
計	98,629	71,250			27,379	
1 保育人件費	-20,538				-20,538	一般職給 11,662 減 地域手当 3,935 減 超過勤務手当 119 減 期末手当 2,411 減 勤勉手当 2,411 減
2 保育事業	5,897				5,897	保育対策総合支援事業費 5,897 補助金等返還金
計	-14,641				-14,641	
	83,988	71,250			12,738	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	47,565				47,565	生活扶助費等国庫負担金 46,831 返還金 生活困窮者自立相談支援 29 事業費等国庫負担金返還 金 臨時福祉給付金補助金返 705 還金

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 扶助費	611, 124	155, 081	766, 205	20. 扶助費	155, 081
計	674, 075	202, 646	876, 721		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	257, 924	150	258, 074	23. 償還金、利子及 び割引料	150
4. 環境衛生費	34, 573	1, 086	35, 659	13. 委託料	1, 086
計	668, 560	1, 236	669, 796		

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 労働諸費	15, 154	540	15, 694	19. 負担金、補助及 び交付金	540

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	47,565				47,565	
1 扶助事業	155,081	116,311			38,770	生活扶助費 23,260 増 住宅扶助費 11,379 増 医療扶助費 120,442 増
計	155,081	116,311			38,770	
	202,646	116,311			86,335	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	150				150	母子保健衛生費補助金返還金 150
計	150				150	
2 火葬場等使用委託事業	1,086			1,086		火葬場等使用委託料 1,086 増
計	1,086			1,086		
	1,236			1,086	150	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 労働事業	540				540	人材定着支援事業費補助金 540

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	15,154	540	15,694		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 農業総務費	50,699	3,952	54,651	2. 給料	1,856
				3. 職員手当等	2,096
3. 農業振興費	12,826	750	13,576	19. 負担金、補助及び交付金	750
計	128,387	4,702	133,089		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 都市下水路費	595,528	8,109	603,637	28. 繰出金	8,109

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	540				540	
	540				540	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業総務人件費	3,952				3,952	一般職給 1,856 増 地域手当 120 増 通勤手当 197 増 超過勤務手当 169 増 期末手当 781 増 勤勉手当 829 増
計	3,952				3,952	
1 農業振興事業	750	750				農業人材力強化総合支援 750 事業費補助金
計	750	750				
	4,702	750			3,952	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道事業 特別会計繰出事業	8,109				8,109	下水道事業特別会計繰出 8,109 増 金

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,382,400	8,109	1,390,509		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	46,957	500	47,457	19. 負担金、補助及 び交付金	500
計	837,582	500	838,082		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	104,369	7,477	111,846	2. 給料	2,713
				3. 職員手当等	4,764
3. 教育振興費	386,656	0	386,656		
計	493,771	7,477	501,248		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	8,109				8,109	
	8,109				8,109	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 災害対策事業	500			500		災害対策助成金 500
計	500			500		
	500			500		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 事務局人件費	7,477				7,477	一般職給 2,713 増 扶養手当 605 増 地域手当 228 増 超過勤務手当 617 増 期末手当 1,645 増 勤勉手当 1,669 増
計	7,477				7,477	
1 教育振興事業	0			2,950	-2,950	財源振替
	7,477			2,950	4,527	

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	644,026	10,569	654,595	12. 役務費 手数料	6 6
				13. 委託料	8,856
				15. 工事請負費	1,707
2. 教育振興費	60,100	51	60,151	18. 備品購入費	51
計	704,126	10,620	714,746		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	111,784	50,355	162,139	15. 工事請負費	50,355
計	161,847	50,355	212,202		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設 維持管理事業	1,707				1,707	各小学校営繕工事費 1,707 増
3 新設校開設 事業	8,862				8,862	手数料 6 校舎等改修工事設計委託料 8,856
計	10,569				10,569	
1 小学校教育 振興事業	51			50	1	図書及び器具購入費 51 増
計	51			50	1	
	10,620			50	10,570	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校施設 維持管理事業	50,355		23,300		27,055	各中学校営繕工事費 50,355 増
計	50,355		23,300		27,055	
	50,355		23,300		27,055	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 図書館費	109,362	6,588	115,950	2. 給料	3,891
				3. 職員手当等	2,697
9. 陶芸の館費	3,010	183	3,193	11. 需用費 修繕料	183
					183
計	382,823	6,771	389,594		

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1,195,364	-14,588	1,180,776	23. 償還金、利子及 び割引料	-14,588
2. 利子	81,207	-612	80,595	23. 償還金、利子及 び割引料	-612
計	1,276,571	-15,200	1,261,371		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 図書館人件費	6,588				6,588	一般職給 3,891 増 地域手当 440 増 住居手当 252 管理職手当 525 増 期末手当 734 増 勤勉手当 746 増
計	6,588				6,588	
1 陶芸の館管理事業	183				183	修繕料 183 増
計	183				183	
	6,771				6,771	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	-14,588				-14,588	長期債元金 14,588 減
計	-14,588				-14,588	
1 公債費利子償還事業	-612				-612	長期債利子 612 減
計	-612				-612	
	-15,200				-15,200	

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	78,792	706,489	785,281	25. 積立金	706,489
計	78,915	706,489	785,404		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整 基金積立 事業	706,489				706,489	財政調整基金積立金 706,489 増
計	706,489				706,489	
	706,489				706,489	

議案第 9 0 号

平成 3 0 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 90 号

平成 30 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126,952 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,682,522 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,462,808	5,713	4,468,521
	1 療養諸費	3,875,283	3,055	3,878,338
	2 高額療養費	552,690	2,658	555,348
7 諸支出金		15,430	121,239	136,669
	1 償還金及び還付加算金	15,430	121,239	136,669
歳 出 合 計		6,555,570	126,952	6,682,522

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,469,429	5,713	4,475,142
計	4,469,429	5,713	4,475,142

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	13,800	121,239	135,039
計	13,800	121,239	135,039

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 普通交付金	5,713	普通交付金 5,713 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	121,239	繰越金 121,239 増

歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 退職被保険者 等療養給付費	28,350	3,055	31,405	19. 負担金、補助及 び交付金	3,055
計	3,875,283	3,055	3,878,338		

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 退職被保険者 等高額療養費	4,455	2,658	7,113	19. 負担金、補助及 び交付金	2,658
計	552,690	2,658	555,348		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 償還金	10,810	121,239	132,049	23. 償還金、利子及 び割引料	121,239
計	15,430	121,239	136,669		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 退職被保険者等療養給付事業	3,055	3,055				現年度退職被保険者等診 3,055 増療報酬給付費
計	3,055	3,055				
	3,055	3,055				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 退職被保険者等高額療養事業	2,658	2,658				退職被保険者等高額療養 2,658 増費
計	2,658	2,658				
	2,658	2,658				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	121,239				121,239	返還金 121,239 増
計	121,239				121,239	
	121,239				121,239	

議案第 9 1 号

平成 3 0 年度

豊明市下水道事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 9 1 号

平成 3 0 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度豊明市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 1 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 0 5, 4 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		72,373	-478	71,895
	1 国庫交付金	72,373	-478	71,895
4 繰入金		595,528	8,109	603,637
	1 繰入金	595,528	8,109	603,637
5 繰越金		20,000	4,547	24,547
	1 繰越金	20,000	4,547	24,547
歳入合計		1,393,300	12,178	1,405,478

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		163,097	9,613	172,710
	1 総務管理費	163,097	9,613	172,710
2 公共下水道維持 管理事業費		330,666	-3,336	327,330
	1 維持管理事業費	330,666	-3,336	327,330
3 公共下水道建設 事業費		170,459	5,737	176,196
	1 建設事業費	170,459	5,737	176,196
4 公債費		726,078	164	726,242
	1 公債費	726,078	164	726,242
歳 出 合 計		1,393,300	12,178	1,405,478

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 公共下水道建設事業費	1 建設事業費	公共下水道築造事業	11,736 <small>千円</small>

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国庫交付金	72,373	-478	71,895
計	72,373	-478	71,895

4 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	595,528	8,109	603,637
計	595,528	8,109	603,637

5 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	20,000	4,547	24,547
計	20,000	4,547	24,547

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 国庫交付金	-478	社会資本整備総合交付金 478 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	8,109	一般会計繰入金 8,109 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	4,547	前年度繰越金 4,547 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	163,097	9,613	172,710	2. 給料	3,202
				3. 職員手当等	2,899
				4. 共済費	3,512
計	163,097	9,613	172,710		

2 款 公共下水道維持管理事業費

1 項 維持管理事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 流域関連維持 管理費	330,666	-3,336	327,330	13. 委託料	-3,336
計	330,666	-3,336	327,330		

3 款 公共下水道建設事業費

1 項 建設事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 建設費	127,643	5,737	133,380	13. 委託料	-27,292

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道人件費	9,613			9,613		一般職給 3,202 増 扶養手当 347 増 地域手当 407 増 通勤手当 158 増 管理職手当 525 増 期末手当 725 増 勤勉手当 737 増 職員共済組合負担金 2,326 増 職員共済組合事務費負担金 26 増 退職手当組合負担金 1,160 増
計	9,613			9,613		
	9,613			9,613		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 流域関連維持管理事業	-3,336	-1,668		-1,668		管渠設計等委託料 3,336 減
計	-3,336	-1,668		-1,668		
	-3,336	-1,668		-1,668		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公共下水道築造事業	5,737	1,190			4,547	管渠設計等委託料 27,292 減 管渠等築造工事費 31,937 増

3 款 公共下水道建設事業費

1 項 建設事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(建設費)				15. 工事請負費	31,937
				18. 備品購入費	1,092
計	170,459	5,737	176,196		

4 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	132,676	164	132,840	23. 償還金、利子及 び割引料	164
計	726,078	164	726,242		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						マンホールトイレ資機材 1,092 増 購入費
計	5,737	1,190			4,547	
	5,737	1,190			4,547	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費利子 償還事業	164			164		長期債利子 164 増
計	164			164		
	164			164		

議案第 9 2 号

平成 3 0 年度

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 9 2 号

平成 3 0 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 3 0 年度豊明市の農村集落家庭排水施設特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 8, 0 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		5,161	66	5,227
	1 繰越金	5,161	66	5,227
歳入合計		88,000	66	88,066

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	5,161	66	5,227
計	5,161	66	5,227

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	66	前年度繰越金 66 増

歳 出

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	1,033	66	1,099	23. 償還金、利子及 び割引料	66
計	6,172	66	6,238		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費利子償還事業	66			66		長期債利子 66 増
計	66			66		
	66			66		

議案第 9 3 号

平成 3 0 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 93 号

平成 30 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62,636 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,646,928 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	62,636	62,637
計	1	62,636	62,637

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	62,636	繰越金 62,636 増

歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	1	62,636	62,637	23. 償還金、利子及 び割引料	62,636
計	956	62,636	63,592		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	62,636			62,636		返還金 62,636 増
計	62,636			62,636		
	62,636			62,636		

議案第 9 4 号

平成 3 0 年度

豊明市水上太陽光発電事業特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 9 4 号

平成 3 0 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 3 0 年度豊明市の水上太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 0 3 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2, 5 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	10,000	2,031	12,031
計	10,000	2,031	12,031

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	2,031	前年度繰越金 2,031 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	17,078	2,031	19,109	27. 公課費	2,031
計	17,078	2,031	19,109		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	2,031				2,031	消費税及び地方消費税 2,031 増
計	2,031				2,031	
	2,031				2,031	